

浜松市教育委員会規則第8号

浜松市立幼稚園管理規則等の一部を改正する規則

(浜松市立幼稚園管理規則の一部改正)

第1条 浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(園外行事)</p> <p>第3条 幼稚園における遠足その他これに<u>準ずる園外行事</u>は、別に定める基準により計画し、委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準を超えて実施しようとする場合は、委員会の承認を得なければならない。</p>	<p>(園外行事)</p> <p>第3条 幼稚園における遠足その他これに<u>準じる園外行事</u>は、別に定める基準により計画し、委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準を超えて実施しようとする場合は、委員会の承認を得なければならない。</p>
<p>(サービスの監督等)</p> <p>第11条 園長は、職員の<u>監督</u>を厳正に行い、任免その他の<u>進退に関する意見の具申</u>については、公正に行わなければならない。</p>	<p>(サービスの監督等)</p> <p>第11条 園長は、職員の<u>サービスの監督</u>に<u>当たっては</u>厳正に行い、任免その他の意見の<u>申出</u>については、公正に行わなければならない。</p>
<p>(赴任)</p> <p>第12条 園長及び職員は、新たに採用され、又は転任を命じられたときは、<u>遅滞なく赴任しなければならない。</u></p>	
<p>(職員の休暇)</p> <p>第13条 職員の休暇(介護に係るものを除く。)は、園長が承認する。<u>ただし、週休日を除き引き続き6日以上にわたる場合及び園務の正常な運営を阻害するおそれのある場合は、委員会の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(職員の休暇)</p> <p>第12条 職員の休暇(介護に係るものを除く。)は、園長が承認する。</p>
<p>2 園長の休暇は、<u>委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(職員の出張)</p>	<p>(職員の出張)</p>

<p><u>第14条</u> 職員の出張は、園長が命ずる。ただし、引き続き6日以上にわたる場合は、<u>委員会の指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 園長が管外に出張する場合は、委員会に届け出なければならない。ただし、宿泊を要する場合は、<u>委員会の指示を受けなければならない。</u></p> <p>(職員の時間外勤務等)</p> <p><u>第14条の2</u> (略)</p>	<p><u>第13条</u> 職員の出張は、園長が命じる。</p> <p>(職員の時間外勤務等)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小中学校管理規則の一部改正)

第2条 浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(サービスの監督等)</p> <p>第21条 校長は、職員のサービスの監督に当たっては厳正に行い、任免その他の<u>進退に関する意見の申出</u>については、公正に行わなければならない。</p> <p><u>(赴任)</u></p> <p><u>第22条</u> 校長及び職員は、新たに採用され、又は転任を命じられたときは、辞令を受けた日から7日以内に赴任しなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の規定によりがたいときは、その理由を具して校長にあつては委員会、職員にあつては校長の許可を得なければならない。</p> <p>(職員の内職)</p> <p><u>第23条</u> 職員の内職(介護に係るものを除く。)は、校長が承認する。ただし、<u>週休日を除き</u>引き続き6日以上にわたる場合及</p>	<p>(サービスの監督等)</p> <p>第21条 校長は、職員のサービスの監督に当たっては厳正に行い、任免その他の意見の申出については、公正に行わなければならない。</p> <p>(職員の内職)</p> <p><u>第22条</u> 職員の内職(介護に係るものを除く。)は、校長が承認する。ただし、業務の正常な運営を阻害するおそれのある場合は、</p>

<p>び業務の正常な運営を阻害するおそれのある場合は、あらかじめ委員会の指示を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の時間外勤務等)</p> <p><u>第23条の2 (略)</u></p> <p>(職員の出張)</p> <p>第24条 職員の出張は、校長が命じる。<u>ただし、引き続き6日以上にわたる場合は、委員会の指示を受けなければならない。</u></p> <p>2 校長が<u>宿泊を要する県外への出張</u>をする場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>	<p>あらかじめ委員会の指示を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の時間外勤務等)</p> <p><u>第23条 (略)</u></p> <p>(職員の出張)</p> <p>第24条 職員の出張は、校長が命じる。</p> <p>2 校長及び職員が<u>海外出張</u>をする場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立高等学校管理規則の一部改正)

第3条 浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(赴任)</u></p> <p>第29条 職員は、新たに採用され、又は赴任を命じられたときは、<u>発令の日から7日以内に赴任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりがたいときは、その理由を記して、校長にあっては委員会に、職員にあっては校長に、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(職員の休暇)</u></p> <p>第30条 職員の休暇（介護に係るものを除く。）は、<u>校長が承認する。ただし、引き続き1月以上にわたる場合及び業務の正常な運営を阻害するおそれのある場合は、あらかじめ委員会の指示及び承認を受けな</u></p>	<p>第29条及び第30条 削除</p>

ればならない。

2 前項の規定にかかわらず、校長の特別休
暇（3日以内を除く。）は、委員会の承認
を得なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、職員の服務に係る規定について、事務執行の実情に合わせて規定を改めるほか、所要の整備を行うものです。